

第2号意見書案(可決) バイオ関連施設の安全性の確保に関する意見書

SARS(重症急性呼吸器症候群)の感染が瞬く間に国境を越えて拡大したことは、いまだ記憶に新しい。国民の生命や健康のみならず、地域の社会的経済的な活力まで奪ってしまう感染症への対応は、国の危機管理対策として積極的に取り組む必要がある。

病原体の侵入や2次感染を防ぐことも重要であるが、感染の有無の判定方法や治療法を確立するため、病原体を突き止め、発症のメカニズムを解明するという基礎的な研究が感染症対策には不可欠である。そして、このような未知の病原体を扱う実験には、病原体を物理的に高度に封じ込めることができる「P4実験施設」と呼ばれる施設が必要である。

わが国では既にP4実験施設が整備されているが、周辺住民の反対等により実質的に稼働できない状況が続いている。万一の事故はもちろん、施設から日常排出される空気や排水などが住民生活への大きな脅威と受け止められているためである。

欧米諸国では、バイオ施設について、WHO(世界保健機関)の指針等をもとに、それぞれの国が独自の立地規制や届出制度、査察制度等を設けている。しかし、わが国では、病原体の取扱いやバイオ施設の安全性に関し、法令による規制がなく、施設ごとの自主規制に委ねられた状態であり、このことが住民の不安や不信感を増幅している。

現在では感染症対策以外にも、バイオ関連技術の発展によるDNA組替え実験など、実験施設の必要性は高まっており、P3以下の実験施設を含め安全性の確保は重要な課題となっている。

よって国会及び政府は、国民の生命と健康を守るため、感染症対策を推進するとともに、実験施設の安全性を確保するため、法令により、ウイルスや細菌等の病原体を扱う際の手続や施設についての安全基準等を定め、それを担保する体制を整備し、あわせて実験施設の建設や稼働については、十分な説明や情報公開により周辺住民の理解を得て行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月21日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣 各あて

大阪府議会議長

森山 一正

議長(森山一正君) 次に、中野清君を指名いたします。中野清君。(中野清君登壇・拍手)
(中野清君) 自由民主党の中野清でございます。

我が党議員団を代表いたしまして、今次定例会に上程されております諸議案等に対し見解を申し述べたいと思います。

(中略)

次に、P4施設の誘致についてであります。

我が党の代表質問でも取り上げましたが、先般のSARS騒動のように、大阪は、関西国際空港や大阪湾には三大国際貿易港を有し、我が国で一番未知の感染症に遭遇する現実の危険性が高いのであります。実際に問題が起こってから対応するか、将来を見据え、政治生命を賭してでもこの問題に正面から取り組むかは、まさに知事の決断力にかかっています。

高度なバイオ実験施設でありますP4施設の誘致は、国内外からの研究者や専門家を呼び込み、アジアの拠点、バイオの拠点として大きなインパクトがあり、知事は、本来住民に理解を求めるべき立場から、具体的な検討に乗り出すべきであります。

(中略) ~~~~~

議長(森山一正君) 日程第八、意見書案第一号から第十二号、「医薬品の一般小売店における販売」に慎重な対応を求める意見書外十一件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。(議案は巻末に掲載)

議長(森山一正君) お諮りいたします。以上の議案は、会議規則第三十七条第二項の規定により、提出者の説明及び委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議なし」)

議長(森山一正君) 御異議なしと認め、さよう決めます。

~~~~~

議長(森山一正君) 討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

議長(森山一正君) これより意見書案の採決に入りたいと思いますが、議事の都合により分離して採決いたします。

議長(森山一正君) まず、意見書案第一号 「医薬品の一般小売店における販売」に慎重な対応を求める意見書、第二号 バイオ関連施設の安全性の確保に関する意見書、第三号 私学助成の充実に関する意見書、第四号 教育予算の拡充ならびに義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善の促進に関する意見書、第五号 「金融アセスメント法」の制定を求める意見書、第六号 オウム真理教(アーレフに改称)対策に関する意見書、第七号 小児慢性特定疾患対策の推進を求める意見書、第八号 若年者の雇用促進を求める意見書、第九号 震災対策の強化を求める意見書、第十号 日米地位協定の見直しに関する意見書の十件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議なし」)

議長(森山一正君) 御異議なしと認めます。よって、以上の意見書案十件は、原案のとおり可決されました。

.....  
(以下省略)